

平成 29 年 7 月

小売電気事業者 各位

東京電力パワーグリッド株式会社  
ネットワークサービスセンター

高圧 500kW以上および特別高圧の供給地点の検針日の扱いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高圧 500kW以上および特別高圧の供給地点（受電地点がある場合も同様。以下同じ。）の検針日につきましては、託送供給等約款（平成 29 年 4 月 1 日実施）27 検針日(1)にて、当社が検針日を定める場合を除き、毎月 1 日とする旨を規定しており、当社が検針日を定めている供給地点の供給者変更のお申込み（以下、「当該のお申込み」といいます。）があった際は、託送供給等約款にもとづき、検針日を毎月 1 日に変更させていただいております。

このたび、当該のお申込みに際して、現在（供給者変更前）の検針日を継続したいとのご要望を多数いただいたことから、託送供給等約款にもとづく検針日の設定を原則としているものの、一部対応可能な供給地点につきましては、例外的に柔軟な対応をさせていただくことといたしました。

つきましては、当該のお申込みに際して、需要者様等より、現在の検針日を継続したいとの強いご要望がある場合には、供給者変更の申込み手続きを行う前に、ネットワークサービスセンター高圧受付グループまでご相談くださいますよう、よろしく願いいたします。

敬具

扱い：高圧受付グループ

03-3509-1709（代表）